

# 塩竈市循環型社会形成推進地域計画

塩 竈 市

令和4年12月9日 作成

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
	(1) 対象地域	1
	(2) 計画期間	1
	(3) 基本的な方向	1
	(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	1
	(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
	(2) 一般廃棄物等の処理の目標	4
3	施策の内容	5
	(1) 発生抑制、再使用の推進	5
	(2) 処理体制	6
	(3) 処理施設等の整備	8
	(4) 施設整備に関する計画支援事業	8
	(5) その他の施策	9
4	計画のフォローアップと事後評価	9
	(1) 計画のフォローアップ	9
	(2) 事後評価及び計画の見直し	9
 (添付資料)		
	添付資料 1 対象地域図	11
	添付資料 2 計画開始前過去5年から目標年度までの各年度ごとのトレンドグラフ	12
	添付資料 3 地域内の施設の現況(位置図)	16
	添付資料 4 現有の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ	17
	様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1	20
	様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	22
	参考資料様式 2 施設概要(エネルギー回収施設系)	23
	参考資料様式 8 計画支援概要	24

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町名 塩竈市

面積 17.37k m<sup>2</sup>

人口 52,996 人 (令和3年12月31日現在)

### (2) 計画期間

本計画は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を計画期間とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとします。

### (3) 基本的な方向

塩竈市は、宮城県のほぼ中央に位置し、松島湾及び仙台湾に面し、北西は利府町、南は多賀城市、七ヶ浜町に接しています。

日本三景松島湾の一部千賀の浦周辺に発達した本市は、奈良時代には多賀城国府の荷揚げ港として、江戸時代には鹽竈神社の門前町、仙台への荷揚げ港、松島遊覧の発着所として栄え、明治以降は東北本線が開通し、港湾都市や魚市場の水揚げで賑わう水産物の一大供給基地として発展しました。産業の発展や人口の増加に伴い、海岸線の埋立や丘陵地の宅地化が段階的に実施され産業基盤の整備や商店街・住宅地などの市街地が形成されたことから、港湾、漁港を中心としてその周辺に商工業地帯が展開し、市の西南北の3方面は住宅文教地帯を形成する丘陵地となっております。

本市が管理するごみ処理施設は、焼却施設が1施設、最終処分場は焼却残渣と陶磁器類等の不燃物の埋立を主体とする処分場が1箇所、資源物(びん・缶・紙類・ペットボトル・プラスチック製容器包装)の中間処理施設が2施設あります。

今後、本市のまちづくりの基本である『長期総合計画』に掲げる「快適に住み続けられるまち」の実現に向け、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)、断る(リフューズ)の取組を推進し、市民・事業者・市が一体となったごみの減量化、資源化に取り組めます。

また、施設整備については、既存の焼却施設の老朽化が進んでいることから、新規施設整備の計画を進めていきます。

### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

宮城県ごみ処理広域化計画(平成11年3月策定)によると、塩竈市は「宮城・黒川ブロック」に属しています。宮城・黒川ブロックの構成市町村は、本市以外に多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村の2市5町1村となっておりますが、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町は宮城東部衛生処理組合において、富谷市、大和町、大郷町、大衡村は黒川地域行政事務組合においてごみ処理を行っているため、本市のみが単独でごみ処理を行っている状況となっております。

これまで本市では、「宮城・黒川ブロックごみ処理広域化推進協議会」への参加による広域化の模索や宮城東部衛生処理組合への加入に向けた協議を行ってきましたが、組合加入までには至っておりません。

今後も、広域的な廃棄物処理の可能性、有効性について検討・協議を行っていきます。

#### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するように生活ごみ収集カレンダーや広報紙、ごみの出し方出前講座等で啓発・情報提供を行っていきます。

本市では、従来よりプラスチック製容器包装廃棄物を分別収集し、新浜リサイクルセンターにて分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託しております。

令和10年度よりプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装廃棄物の一括回収及び再商品化を実施するため、令和9年度までに再商品化事業者を選定し、再商品化計画の策定を検討していきます。指定ごみ袋制は継続し、プラスチック使用製品廃棄物は、プラスチック容器製包装廃棄物と一緒に分別排出を促していきます。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図1のとおりです。

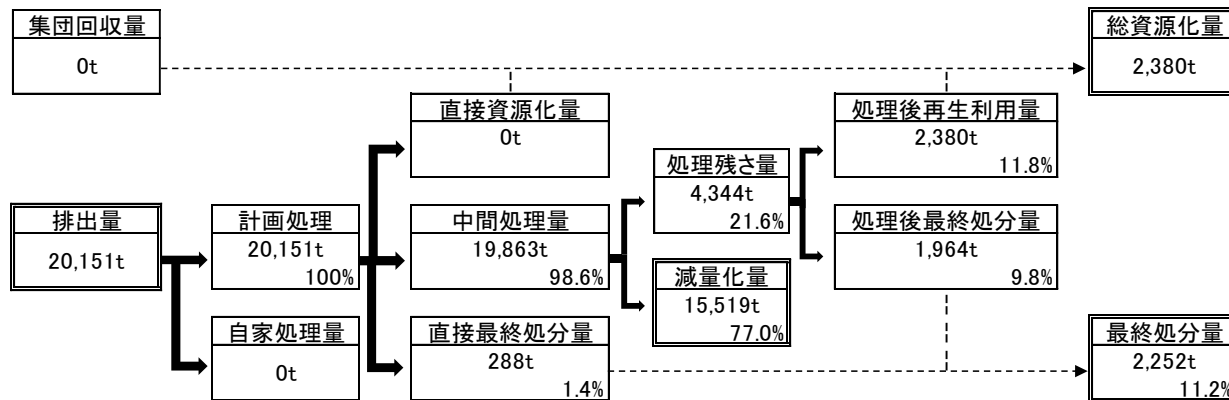


図1 一般廃棄物の処理状況フロー

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 <sup>※1</sup> ) (令和3年度)	目標 (割合 <sup>※1</sup> ) (令和10年度)
排 出 量	事業系 総排出量	6,412 トン	5,147 トン (-19.7%)
	1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.6 トン/事業所	2.1 トン/事業所 (-19.2%)
	生活系 総排出量	13,739 トン	11,386 トン (-17.1%)
	1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	212 k g/人	175 k g/人 (-17.4%)
合計	事業系生活系排出量合計	20,151 トン	16,533 トン (-17.9%)
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	総資源化量	2,380 トン (11.8%)	2,626 トン (15.9%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	— MWh	— MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	15,519 トン (77.0%)	11,891 トン (72.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	2,252 トン (11.2%)	2,016 トン (12.1%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / 人口

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量〔単位：トン〕

再生利用量：直接資源化量、中間処理後の再生利用の和〔単位：トン〕

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

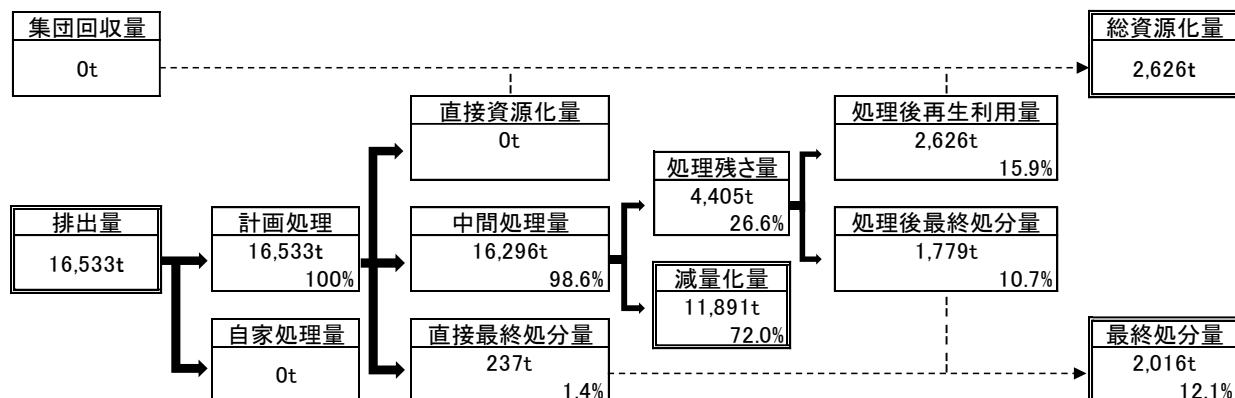


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 有料化

ごみ有料化の方法については、ごみの指定袋価格に手数料を上乗せする方法などがありますが、本市では、手数料の上乗せはしていません。

ごみ有料化の導入については、費用対効果や導入済みの他自治体における削減効果を分析し、手数料の徴収方法や単価について検討を行ったうえで、社会情勢を踏まえ、導入にあたっては慎重に判断していきます。

##### イ 環境教育、普及啓発

市内の小学校や町内会等を対象に、清掃工場やリサイクルセンターの施設見学やごみの出し方講座を開催し、3R（リユース、リデュース、リサイクル）の推進について普及・啓発を行っています。

また、隔月で市の広報紙に「環境課ワンポイント」として、定期的に市のLINE配信に「環境課 ONE POINT 通信」としてごみの正しい分別の仕方や処理の方法等について掲載し、周知を行っています。

平成25年度には「保存版 ごみの出し方虎の巻」を作成し、市内全世帯に配布を行い、生活ごみの正しい分別を周知することで、資源の有効活用によるリサイクルの推進とごみ減量化を図ってきました。

今後においても、施設見学やごみの出し方講座、広報紙等での普及啓発を実施するとともに、リサイクルの推進とごみ減量化に向けて、正しい分別を推進していきます。

##### ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

レジ袋の発生抑制及びマイバッグの利用・普及のため、平成20年10月に「みやぎレジ袋使用削減取組協定」を仙台市周辺9市町村で締結しました。平成21年2月から市内大手販売店でのレジ袋配布の有料化の実施、同年4月に塩釜市商業協同組合加盟の小売店でのレジ袋配布の有料化を実施し、実施店舗の成果報告では、実施前に5割程度以下であったマイバッグ持参率が、実施後は8割程度の持参率になるなど、市民の間にマイバッグ持参が普及するなど一定の成果をあげてきました。

今後も広報紙等の媒体を通じたPRにより引き続き推進していきます。

##### エ 減量化の推進

本市の可燃ごみの構成では、ちゅう芥類（生ごみ類）の割合が高くなっていることから、令和4年度より「家庭用生ごみ処理機」の購入助成を行い、ちゅう芥類などの食品廃棄物の減量化を推進しています。

##### オ 再使用の推進

家庭で使わなくなった家具や日用品を引き取り、希望者に抽選で引き渡しをする「しおがまりサイクル広場」を令和3年度から定期的に開催し、リユースを推進することで、ごみ減量化を進めていきます。

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりです。

家庭から排出されるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（びん、缶、新聞、ダンボール、雑誌、雑紙、紙パック）、ペットボトル、プラスチック製容器包装、粗大ごみ、有害ごみに分別しています。

可燃ごみは、塩竈市清掃工場において焼却処理し、焼却残渣は塩竈市廃棄物埋立処分場で埋立処分しています。今後については、既存の清掃工場の老朽化に対応するため、ごみ処理施設の整備の計画を進め、適正な可燃ごみの処分を行っていきます。

不燃ごみ、粗大ごみは、塩竈市廃棄物埋立処分場に設置している自走式破砕機において破砕・選別等の処理を行い、鉄類を資源として回収しています。可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は埋立処分しています。埋立残容量が少なくなっている廃棄物埋立処分場については、令和4年度に埋立計画容量の変更届出による埋立容量の増設を行い、処分場の延命化を図っていきます。

資源物及びペットボトルは、伊保石リサイクルセンターにおいて選別・圧縮等の処理を行い、資源回収しています。

プラスチック製容器包装は、新浜リサイクルセンターにおいて選別を行い、圧縮・梱包の処理を行い、資源回収しています。

また、令和10年度よりプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装廃棄物の一括回収及び再商品化を実施するため、令和9年度までに再商品化事業者を選定し、再商品化計画の策定を検討していきます。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、生活系ごみと同様に分別されたごみに限り、有料で受け入れています。収集・運搬は、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼するか、事業者が直接搬入することとしています。

今後もこの処理体制を継続していくものとします。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は、塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条に、本市が処分する産業廃棄物の規定はあるものの、一般廃棄物処理施設で産業廃棄物の処理は行っておらず、今後も産業廃棄物を受け入れる予定はありません。



表2 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (R3年度)		今 後 (R10年度)	
分別区分	処理方法	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	焼却	塩竈市清掃工場
プラスチック、ビニール		再商品化	再商品化(委託)
不燃ごみ	破砕選別・埋立	破砕選別・埋立	塩竈市廃棄物埋立処分場
粗大ごみ	破砕選別・埋立	破砕選別・埋立	塩竈市廃棄物埋立処分場
びん		選別→引渡	資源回収業者
缶		選別→圧縮→引渡	資源回収業者
新聞紙		引渡	資源回収業者
ダンボール		引渡	資源回収業者
雑誌	リサイクル	引渡	資源回収業者
雑紙		引渡	資源回収業者
紙バック		引渡	資源回収業者
布類		引渡	資源回収業者
ペットボトル		選別→圧縮→引渡	資源回収業者
プラスチック製容器包装	リサイクル	選別→圧縮→引渡	資源回収業者
有害ごみ	リサイクル	リサイクル	委託

現 状 (R3年度)		今 後 (R10年度)	
分別区分	処理方法	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	焼却	塩竈市清掃工場 (焼却灰) 塩竈市廃棄物埋立処分場
プラスチック資源		再商品化	再商品化(委託)
不燃ごみ	破砕選別・埋立	破砕選別・埋立	(可燃残渣) 塩竈市清掃工場 (不燃残渣) 塩竈市廃棄物埋立処分場
粗大ごみ	破砕選別・埋立	破砕選別・埋立	(可燃残渣) 塩竈市清掃工場 (不燃残渣) 塩竈市廃棄物埋立処分場
びん		選別→引渡	資源回収業者
缶		選別→圧縮→引渡	資源回収業者
新聞紙		引渡	資源回収業者
ダンボール		引渡	資源回収業者
雑誌	リサイクル	引渡	資源回収業者
雑紙		引渡	資源回収業者
紙バック		引渡	資源回収業者
布類		引渡	資源回収業者
ペットボトル		選別→圧縮→引渡	資源回収業者
プラスチック製容器包装	リサイクル	選別→圧縮→引渡	資源回収業者
有害ごみ	リサイクル	リサイクル	委託

### (3) 処理施設等の整備

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な処理施設の整備を行います。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強 靱化
1	ごみ焼却施設 (仮称)塩竈市ご み処理施設	塩竈市エネル ギー回収型廃 棄物処理施設 整備事業	未定	塩竈市字杉 の入裏 39 番 地 47 (市有 地)	R8~R9	—

(整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化、エネルギーの有効利用の促進

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行います。

表4 実施する計画支援

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	塩竈市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号1)に係る基本計画・基本設計等調 査事業	基本計画・基本設計等	R5~R6
2	塩竈市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R5~R6
3	塩竈市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号1)に係る測量・地質調査事業	測量・地質調査	R5
4	塩竈市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号1)に係る事業者選定事業	事業者選定支援・要求 水準書作成支援等	R6~R7

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

### ア 不法投棄対策

地域の町内会等と一体となった普及啓発や県等の関係機関との連携によるパトロールの強化、市広報紙による注意喚起を行い、不法投棄の防止を図ります。

### イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市において策定した地域防災計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の収集及び処理を行います。廃棄物の収集及び処理に必要な人員や車両が不足する場合並びに処理施設が不足する場合には、協定締結市町村に対して支援を要請し、適正な処理を行います。仮置場については、災害の発生場所、規模により適当な市有地を選定し、仮置場の運営管理体制を検討していきます。

また、災害廃棄物処理計画が未策定のため、地域防災計画と整合性の取れた災害廃棄物処理計画の策定を検討していきます。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて宮城県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

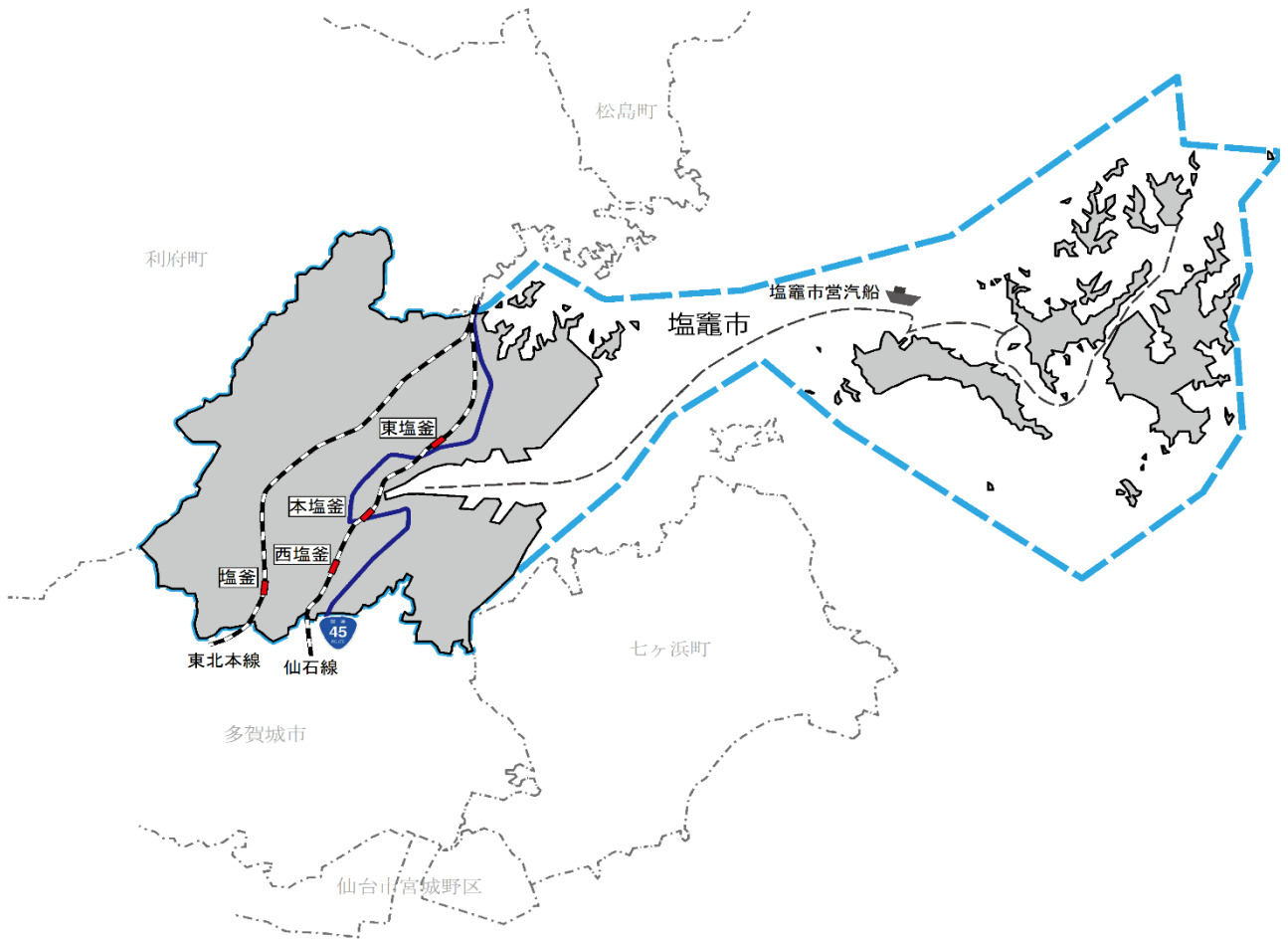
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとします。

塩竈市循環型社会形成推進地域計画

添 付 資 料

添付資料 1 対象地域図



添付資料2 計画開始前過去5年から目標年度までの各年度ごとのトレンドグラフ

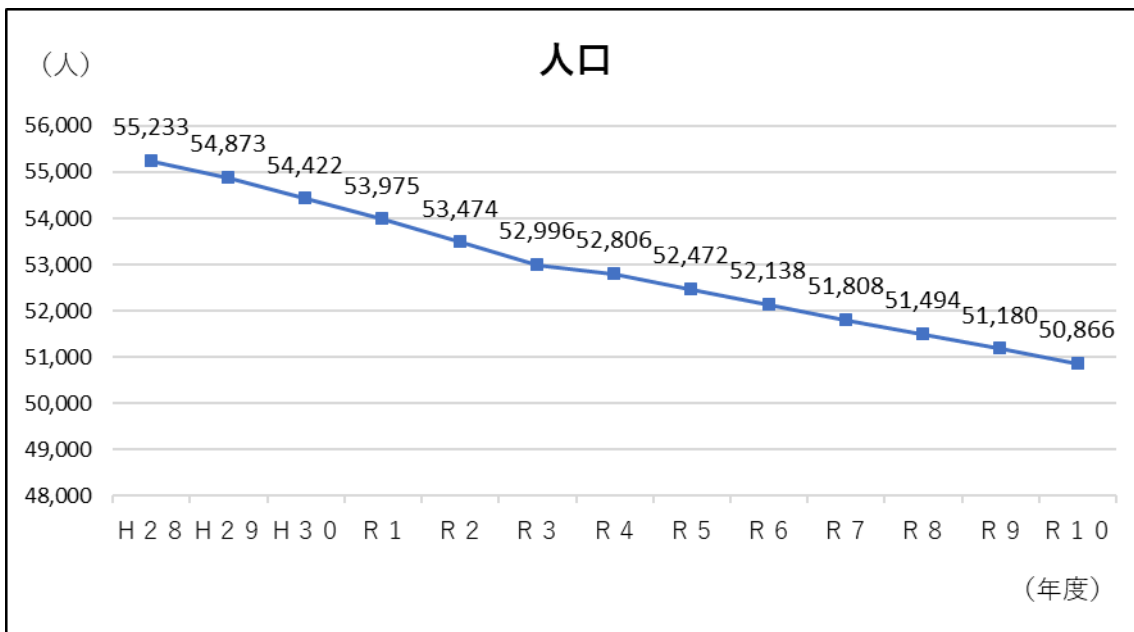


図1 人口

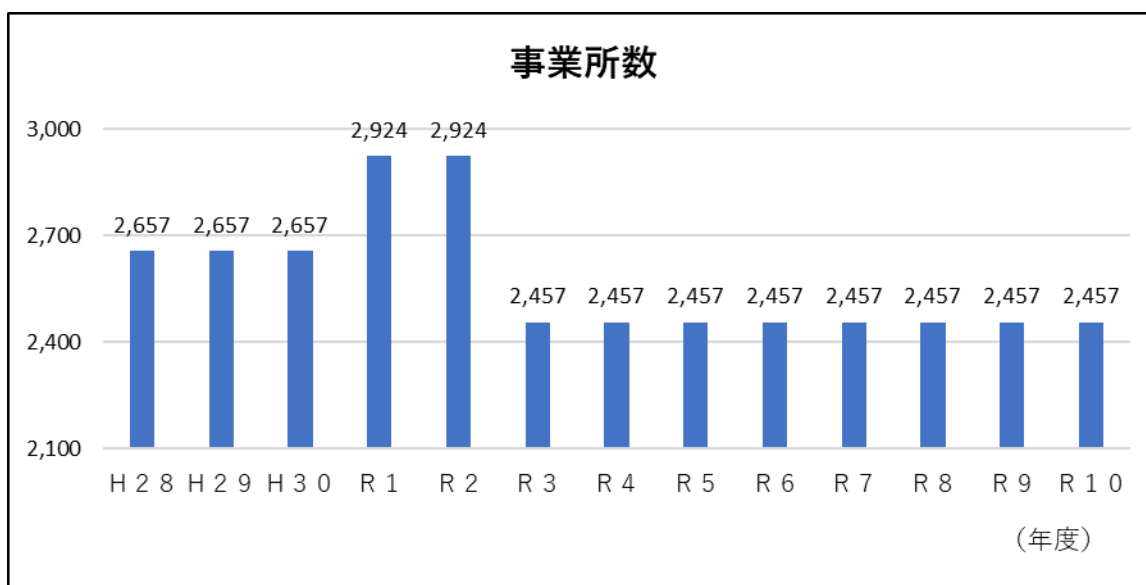


図2 事業所数

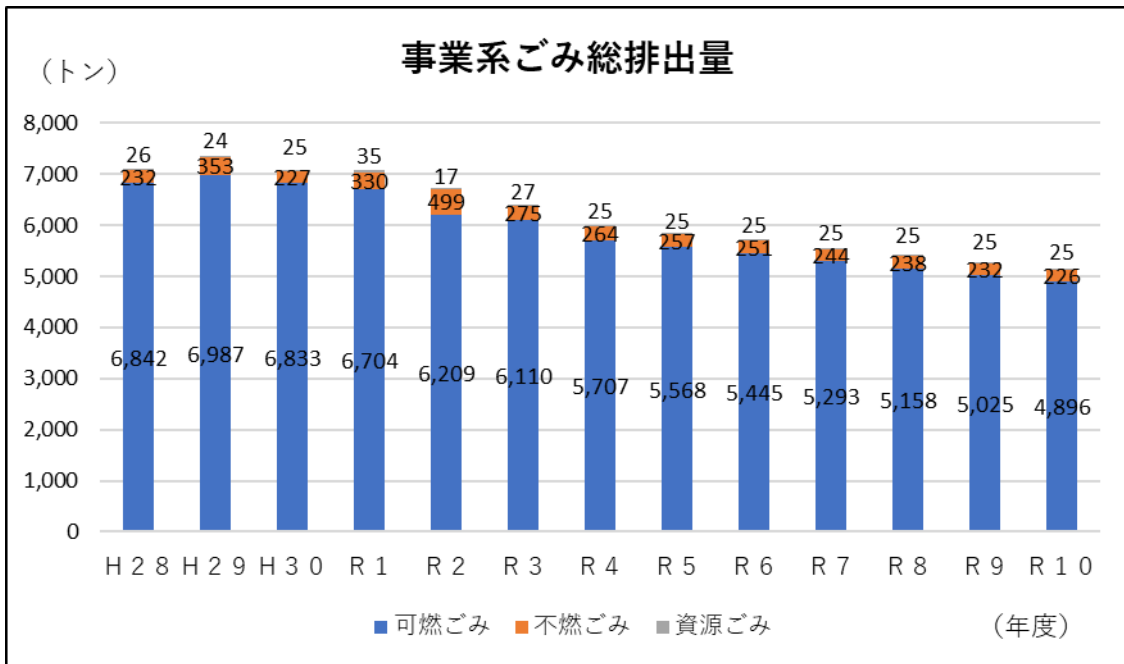


図3 事業系ごみ総排出量

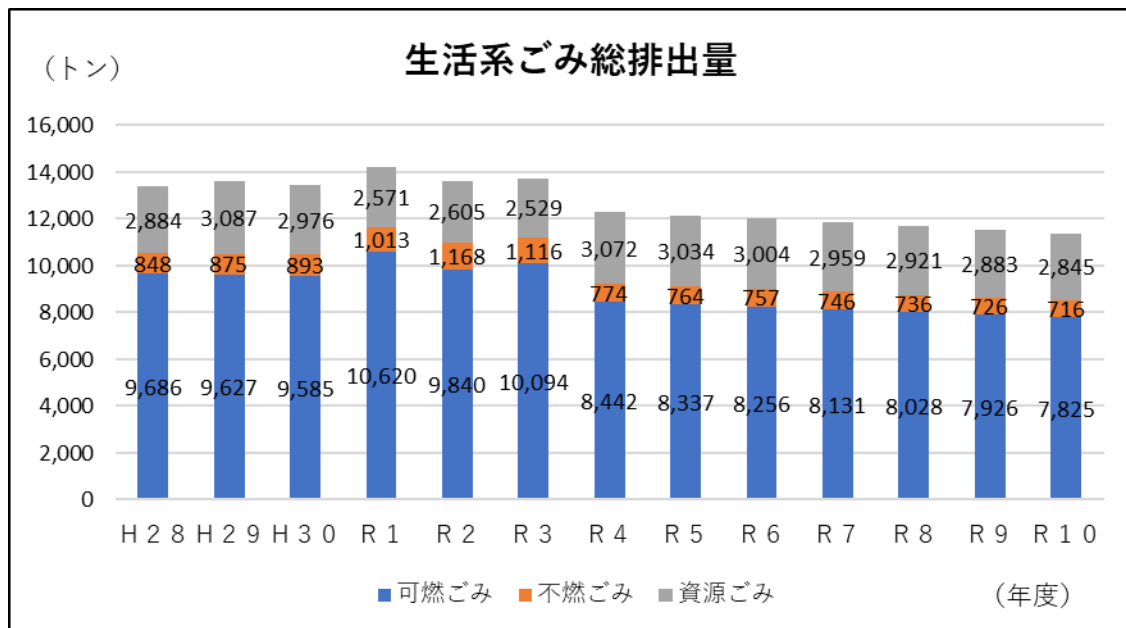


図4 生活系ごみ総排出量

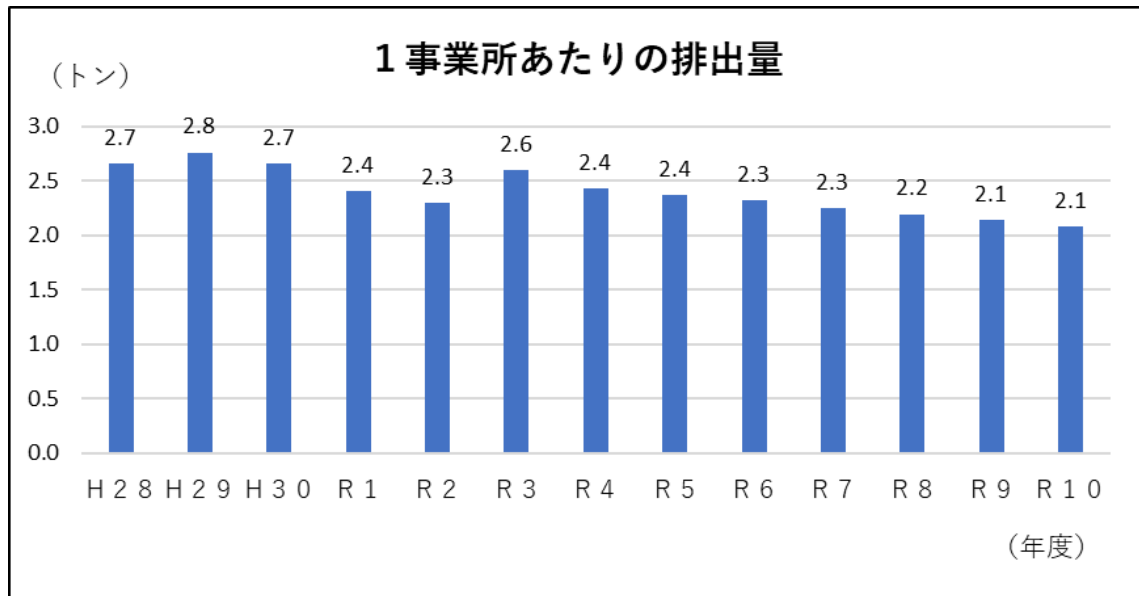


図5 1 事業所あたりの排出量

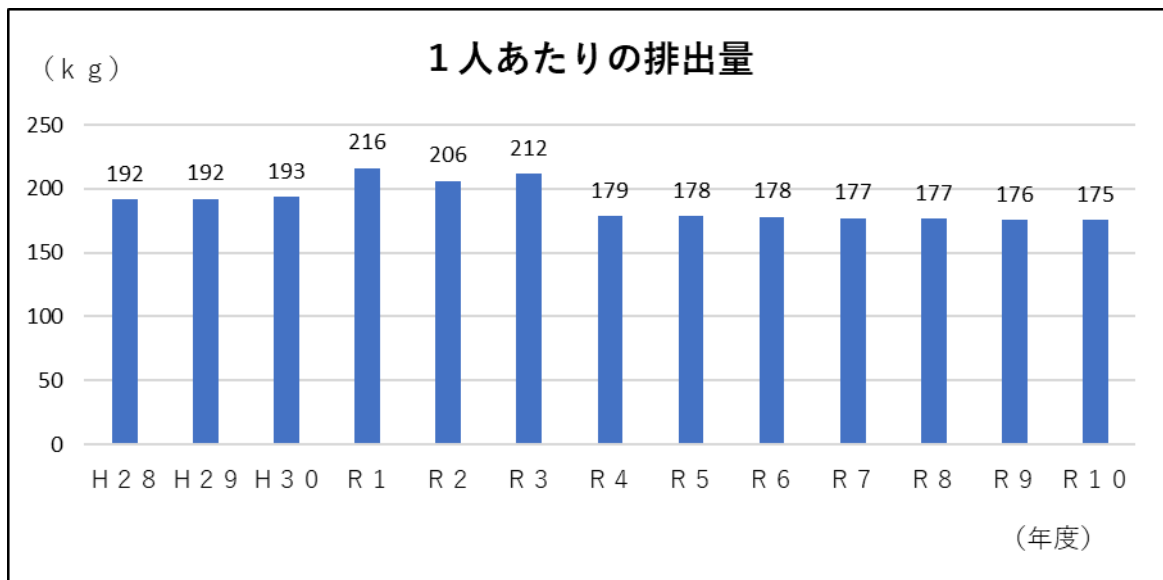


図6 1 人あたりの排出量



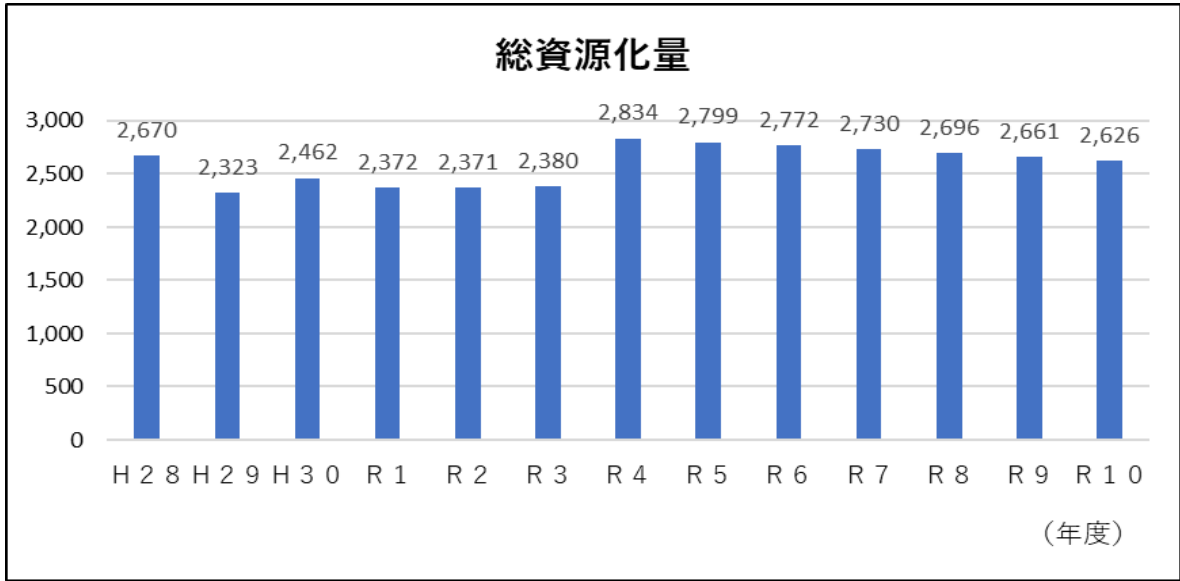


図 7 総資源化量

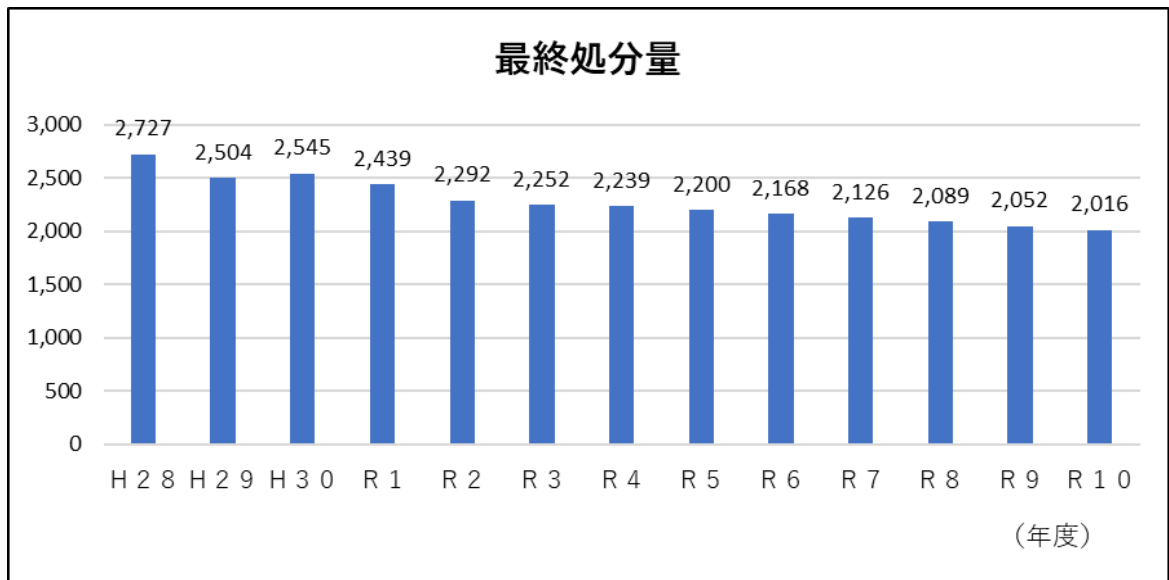
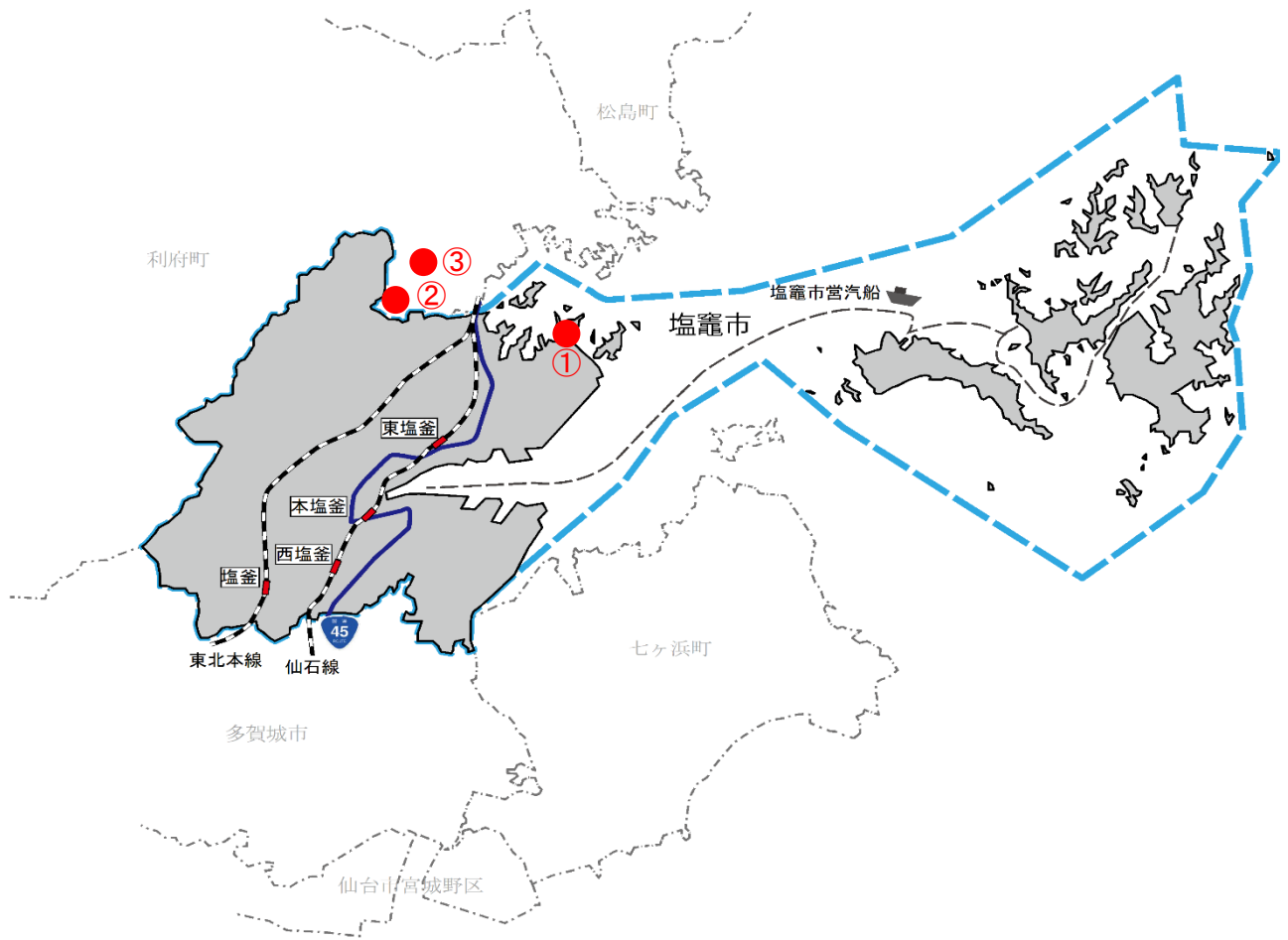


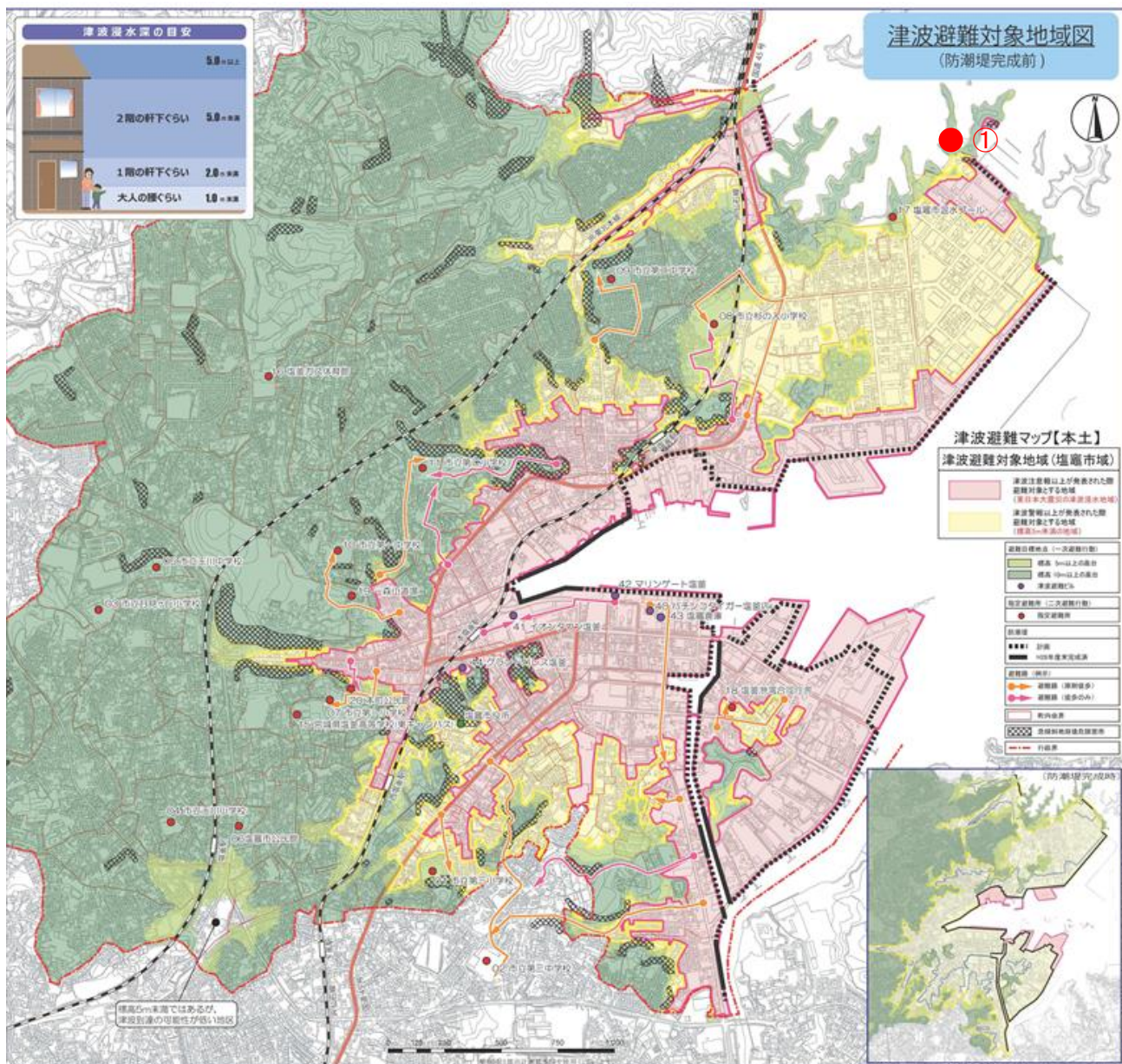
図 8 最終処分量

添付資料3 地域内の施設の現況（位置図）



- |                      |
|----------------------|
| ①塩竈市清掃工場、新浜リサイクルセンター |
| ②伊保石リサイクルセンター        |
| ③塩竈市廃棄物埋立処分場         |

添付資料4 現有の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

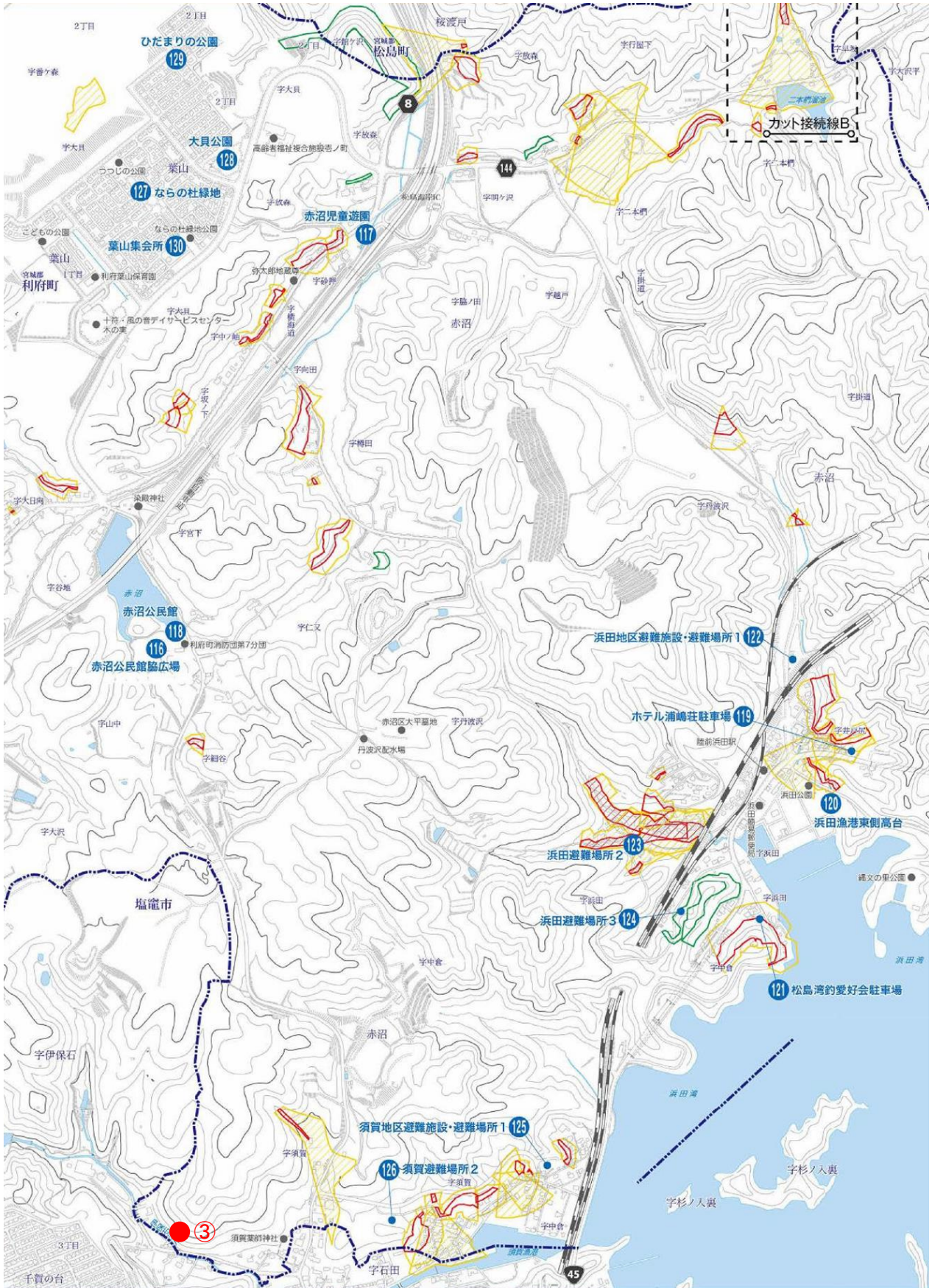


① 塩産市清掃工場、新浜リサイクルセンター

# 津波ハザードマップ



②塩竈市廃棄物埋立処分場



③伊保石リサイクルセンター

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	塩 竈 市	(2)地域内人口	52,996人	(3)地域面積	17.37k㎡
(4)構成市町村等名		(5)地域の要件	面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：				

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目 標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	7,100	7,364	7,085	7,069	6,725	6,412	5,147 (R3比-32.3%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.7	2.8	2.7	2.4	2.3	2.6	2.1 (R3比-19.2%)
	生活系 総排出量(トン)	13,418	13,589	13,454	14,204	13,613	13,739	11,386 (R3比-15.2%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	192	192	193	216	206	212	175 (R3比-17.4%)
合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	20,518	20,953	20,539	21,273	20,338	20,151	16,533 (R3比-22.1%)	
再生利用量	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
エネルギー回収量	2,670 (13.0%)	2,323 (11.1%)	2,462 (12.0%)	2,372 (11.1%)	2,371 (11.6%)	2,380 (11.8%)	2,626 (15.9%)	2,626 (15.9%)
減量化量	—	—	—	—	—	—	—	—
最終処分量	15,121 (73.7%)	16,126 (77.0%)	15,532 (75.6%)	16,529 (77.7%)	15,675 (77.1%)	15,519 (77.0%)	11,891 (72.0%)	11,891 (72.0%)
埋立最終処分量(トン)	2,727 (13.3%)	2,504 (11.9%)	2,545 (12.4%)	2,372 (11.1%)	2,292 (11.3%)	2,252 (11.2%)	2,016 (12.1%)	2,016 (12.1%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	塩竈市清掃工場	塩竈市	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカー式)	90トン/日 (90トン×1炉)	S51.5	—	—	施設は浸水地域でない地域に立地しており、浸水対策は特段講じる必要がない。	
リサイクルセンター	新浜リサイクルセンター	塩竈市	プラスチック製容器包装選別・圧縮	2トン/日	H13.7	—	—	施設は浸水地域でない地域に立地しており、浸水対策は特段講じる必要がない。	
リサイクルセンター	伊保石リサイクルセンター	塩竈市	缶・ペットボトルの選別・圧縮、ビン・新聞紙、ダンボール・布類選別	12トン/日	H2.10	—	—	施設は浸水地域でない地域に立地しており、浸水対策は特段講じる必要がない。	
最終処分場	塩竈市廃棄物埋立処分場	塩竈市	セル+サントイッチ方式	274,797㎡	H元.4	—	—	施設は浸水地域でない地域に立地しており、浸水対策は特段講じる必要がない。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃絶施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃絶施設解体事業着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
エネルギー回収型廃棄物処理施設	(仮称)塩竈市ごみ処理施設	塩竈市	未定	未定	R10.3	老朽化、エネルギーの有効利用の促進	—	—	施設は浸水地域でない地域に立地しており、浸水対策は特段講じる必要がない。		

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別 事業名称	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 ※5 開始 終了	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
リサイクルセンター整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資源ごみ選別施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
破砕・選別施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不要品再生施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
展示施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ストックヤード整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
容器包材リサイクル推進施設整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
分別回収拠点整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小規模ストックヤード整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
簡易プレス機整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ収集車整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
既設施設整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の施設整備事業等(施設名記載)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○エネルギー回収等に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ焼却施設整備事業	1	塩蘆市		R8 R9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
メタンガス化施設整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ燃料化施設整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の施設整備事業等(施設名記載)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○有機性廃棄物リサイクル推進に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ飼料化施設整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみたい肥化施設整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○廃棄物運搬中継に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
サテライトセンター整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○最終処分に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
最終処分場整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
最終処分場再生事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○し尿処理に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
汚泥再生処理センター整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○浄化槽に関する事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浄化槽設置整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公共浄化槽等整備推進事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○施設整備に関する計画支援事業					145,000	46,000	85,000	14,000	0	0	145,000	46,000	85,000	14,000	0	0
基本計画・基本設計等調査事業	1	塩蘆市		R5 R6	25,000	8,000	17,000			25,000	8,000	17,000				
生活環境影響調査事業	2	塩蘆市		R5 R6	70,000	23,000	47,000			70,000	23,000	47,000				
測量・地質調査事業	3	塩蘆市		R5 R6	15,000	15,000				15,000	15,000					
事業者選定事業	4	塩蘆市		R6 R7	35,000	21,000		14,000		35,000	21,000	14,000				
○災害廃棄物処理計画策定支援事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計					145,000	46,000	85,000	14,000	0	0	145,000	46,000	85,000	14,000	0	0

※1 事業番号については、計画本文(3)表4等に示す事業番号と一致させること。  
 ※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。  
 ※3 同一施設整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。  
 ※4 事業が地域計画を踏く場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。  
 ※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの実施主体が実施する事業を別行で記載すること。



## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 宮城県

(1) 事業主体名	塩竈市
(2) 施設名称	(仮称) 塩竈市ごみ処理施設
(3) 工期 ※1	令和 8 年度 ~ 令和 9 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(4) 施設規模	処理能力 未 定
(5) 形式及び処理方式	未 定
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 (有) (発電効率 未 定 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 (有) (熱利用率 未 定 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※2	既存の焼却施設の老朽化が進んでいることから、新規施設整備の計画を進め、適正な可燃ごみの処分を行う。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	(有) 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額 ※2	未 定 千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 未 定 千円(全体： 千円)
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改修事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

## 計画支援概要

都道府県名 宮城県

(1) 事業主体名	塩竈市			
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理 施設整備のため			
(3) 事業名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る基本計画・基本設計等調査事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る生活環境影響調査事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る測量・地質調査事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る事業者選定事業
(4) 事業期間 ※1	令和 5 年度 ~ 令和 6 年度	令和 5 年度 ~ 令和 6 年度	令和 5 年度 ~ 令和 5 年度	令和 6 年度 ~ 令和 7 年度
(5) 事業概要	基本計画・基本設計等	生活環境影響調査	測量・地質調査	事業者選定支援・要求水準書作成支援等
(6) 総事業計画額 ※1	25,000千円 うち、交付対象事業費25,000千円	70,000千円 うち、交付対象事業費70,000千円	15,000千円 うち、交付対象事業費15,000千円	35,000千円 うち、交付対象事業費35,000千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。